

【別添2】

「酪農スラリーの高度肥料利用のための技術開発」公募課題審査実施要領

第1 趣旨

「酪農スラリーの高度肥料利用のための技術開発」（以下「本酪農スラリー技術開発」という。）の委託予定先の選定は、「スマート農業実証プロジェクト」に係る運営委員会設置要領（平成30年12月26日付け30農会第705号農林水産技術会議事務局長通知。以下「設置要領」という。）及び本要領に定めるところにより実施する。

第2 審査委員会の設置

1 本酪農スラリー技術開発の委託予定先の選定に係る審査を実施するため、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第3の2により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が委託する外部の機関が、審査委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家（評価対象の分野又はそれに関連する分野の専門家で農研機構に所属しない者をいう。以下同じ。）及び農林水産省担当課・室により構成するものとする。外部専門家は、次の条件をいずれも満たすものとする。

- (1) 設置要領第2の農林水産省に設置される運営委員会（以下「運営委員会」という。）が指名した者であること。
- (2) 評価対象の分野又はそれに関連する分野について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
- (3) その氏名、所属等の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。

3 公正で透明な審査を行う観点から、技術開発課題提案者と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する提案の審査には参加できない。

利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（7）までのいずれかに該当する場合とする。

- (1) 当該提案書の技術開発課題担当者となっている場合。
- (2) 当該提案書の技術開発課題担当者と同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において、同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
- (3) 当該提案書の技術開発課題担当者と親族関係にある場合。
- (4) 当該提案書の技術開発課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
- (5) 当該提案書の技術開発課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
- (6) 当該提案書の技術開発課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
- (7) その他、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長（以下「理事長」という。）が事業実施主体として公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

4 審査対象となる提案者と利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず第3の2により農研機構が委託する外部の機関にその旨を申し出るものとする。

5 委員は、審査により知り得た情報について、理事長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 審査方法の概要

1 農研機構は、応募のあった提案書が応募要件に適合しているか、及び書類の不備がないか等の確認を行う。

2 審査は、書類審査により行い、必要に応じて審査委員による審査会を行うものとする。ただし、委員会における審査に係る業務については、外部の機関（以下「審査業務実施機関」という。）に委託するものとする。

3 審査に当たっては、第2の2で委嘱した複数の委員が提案書に基づいて行うものとする。各委員は、別紙1の審査項目に基づき、提案書ごとに採点を行う。審査業務実施機関は、各委員の採点を集計し、外部専門家及び農林水産省担当課・室ごとの平均点を算出し、その合計を提案書の評点とする。審査業務実施機関は書類審査の結果、特定の委員の審査結果が他の委員の審査結果と大きく異なる場合、当該審査を行った委員からその審査の理由を確認し、理事長が妥当な理由がないと判断した場合は、審査結果を見直させることができる。

4 審査業務実施機関は、前項の評点について整理し、理事長に報告するものとする。

第4 委託予定先への通知及び公表

農研機構は、設置要領第4の2に基づく運営委員会からの通知において採択された技術開発課題について、その結果を提案者に通知するとともに、委託予定先となる提案者名をウェブサイトにおいて公表するものとする。

第5 その他

1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、事業実施主体である農研機構が定めるものとする。

2 審査の実施に関する庶務は、外部に委託する業務のほか農研機構が行うものとする。

**「酪農スラリーの高度肥料利用のための技術開発」
の公募に係る審査基準**

審査項目	審 査 基 準 各審査項目について、次の4段階で審査を行う。 A（10点）、B（7点）、C（3点）、D（0点）			
技術開発の趣旨	公募要領に示した技術開発の具体的な内容及び達成目標と整合し、技術開発の取組が副次的に環境に大きな負荷を与えるものとなっていない点も含め、みどりの食料システム戦略の実現に資するものとなっているか。	A：十分に整合がとれており、みどりの食料システム戦略の実現に資する技術開発の取組となっている。 B：一部に整合性がとれていないなど不十分な箇所があるものの、技術開発の実施には支障がないと認められる。または、技術開発計画の一部修正により、整合性をとるなど、十分な内容とすることが容易であると認められる。 C：整合性がとれていない箇所が多数見られるなど不十分な内容である。または、一部であっても重要な点について、整合性がとれていない、あるいは取組として不十分な内容である。 D：ほとんど整合性がとれていない。または、みどりの食料システム戦略の実現に資する技術開発の取組ではない。		
技術開発計画	公募要領に示した技術開発の具体的な内容及び目標の達成に向けて十分な内容となっているか。	A：提案された技術開発の内容で、十分達成が見込まれる。 B：技術開発の内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。 C：目標及び計画の達成のために、技術開発の内容の大幅な変更が必要である。 D：提案された技術開発の内容では、ほとんど達成が見込まれない。		

	<p>提案の技術開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が科学的・技術的に優れているか。</p>	<p>A：科学的・技術的に優れている。 B：科学的・技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。 C：やや不十分な点が見受けられる。 D：科学的・技術的に劣っている。</p>
	<p>提案の技術開発内容に実現可能性があるか。</p>	<p>A：十分実現可能性が高い。 B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。 C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。 D：実現可能性が低い。又は、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。</p>
技術開発体制	<p>提案の技術開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。</p>	<p>A：十分な技術能力及び設備を有している。 B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、技術開発の遂行には支障がないと見込まれる。 C：技術又は設備のいずれかで見劣り、技術開発の遂行に支障を来すおそれがある。 D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な技術開発の遂行が見込めない。</p>
	<p>技術開発の実施体制や管理能力等に優れているか（データ方針に基づいたデータマネジメント企画書が作成されているかを含む）。</p>	<p>A：実施体制、管理能力とも十分優れている。 B：若干不十分な点が認められるものの、技術開発の遂行には支障がないと考えられる。又は、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 C：いずれか又は両方に問題があり、計画</p>

		<p>等の大幅な見直しが必要と考えられる。</p> <p>D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p>
技術開発経費	提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	<p>A：十分効率的であり、かつ十分な技術開発目標の達成が見込める配分と認められる。</p> <p>B：一部に非効率的な部分が認められるものの、技術開発の遂行には支障がないと認められる。又は、計画等の一部修正により適切な配分とする事が可能と考えられる。</p> <p>C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。</p> <p>D：予算配分が明らかに非効率である。</p>
情報管理実施体制	本事業に係る保護すべき情報を適正に管理する体制を有しているか。	<p>A 特に優れた体制を有している。</p> <p>B 十分な体制を有している。</p> <p>C 十分な体制を有しているとはいえないが、事業実施には支障がないと認められる。</p> <p>D 十分な体制を有していない。</p>
技術の普及可能性	技術開発の成果の実用化・事業化、普及に向けた戦略は明確であり、その実現の可能性はあるか。	<p>A：実現の可能性が十分高いと考えられる。</p> <p>B：実現の可能性が高いと考えられる。</p> <p>C：実現の可能性が低いと考えられる。</p> <p>D：ほとんど実現が見込まれない。</p>